

第8回峰山町・大宮町・網野町・丹後町

・弥栄町・久美浜町合併協議会（議事概要）

日 時 平成15年2月27日（木）PM1：30～PM2：40

場 所 アグリセンター大宮

出席者 48人（2人欠席）

傍聴者 8人

主な議題

- （1）協議第1号 17 町、字の区域及び名称の取扱い
- （2）協議第2号 19 - 6 消防団の取扱い
- （3）協議第3号 19 - 12 保育所の取扱い
- （4）協議第4号 19 - 14 塵芥処理の取扱い
- （5）協議第5号 19 - 19 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い
- （6）協議第6号 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- （7）第7回合併協議会の会議録について
- （8）第9回協議会の日程及び議題(案)について

議事経緯

開会

会長あいさつ

会議成立確認

合併協議会委員の変更等について

新市の名称の選定に係る「名付け親賞」の表彰について

協議事項

- （1）協議第1号 17 町、字の区域及び名称の取扱い・・・確認

委員長報告

当協議項目につきましては、昨年11月27日の第9回小委員会で取り上げ、12月4日、12月17日と3回にわたり協議の上、確認したものであります。この項目は、住民の方々にとっても、最も身近なもので、関心の高い項目の一つであり、各委員さんからも、多くの意見が出されました。特に、「現在の町の名称を残すかどうか」について

- ・上に繋がる新市の名称との関係を気にする意見
- ・戸籍や登記における表記などとの関係を心配する声
- ・住所の表記は、なるべく短くした方がよい
- ・新たな市として出発するため、一体感が生まれるよう、この際現在の各町の町名は、なくすべき
- ・現在の町名には、味があり、意味がある。町名はブランドである。

・合併して広域になるので、現在の町名をなくせば、どこかわからなくなる。
など、さまざまな意見が出されました。

また、「字」については、

・「字」が付くと暗いイメージがする。

・現在、表記をしていない町(丹後町)があるので、付けない方で統一したらどうか。

との意見が出されました。中でも、地元の住民の意見を聞く余裕をとるべきとの意見が多数を占めました。

こうした意見を踏まえ、3回にわたり、慎重に審議を行いました結果、先進事例等も参考にし、調整結果の案のとおり、「現町名を6町とも残し、町名、字名は現状のまま新市へ継承する。但し、表記としては、「字」を使用しない」ということで、確認したものであります。この調整結果の案を一例で申しますと、現在、この会場、アグリセンター大宮の所在地は、「京都府中郡大宮町字口大野228番地の1」であります。合併し、「京丹後市」が誕生いたしますと、新たな所在地は、「京都府京丹後市大宮町口大野228番地の1」となりまして、現在の郡の名称が、「京丹後市」に置き換わりますとともに、「字」の文字が無くなることとなります。

主な意見 特になし

(2) 協議第2号 19-6 消防団の取扱い・・・・・・・・確認

委員長報告

当協議項目につきましては、昨年10月17日の第7回小委員会で取り上げ、同日と11月11日の2回にわたり協議の上、確認したものであります。「消防団」につきましても、住民の方々にとって、安心・安全な生活に密接したもので、各委員さんから、多くの質問や意見が出され、

・統一後の「団員の報酬」や、「定数」さらに、常備消防や自衛消防組織との関係、新市消防団の一体性の確保などについて、協議を行いました。特に、サラリーマン化が進んだ中での常備消防の充実について、強い期待を込めた意見交換が行われました。

こうした意見を踏まえ、「消防団」の存在は、「地域の防災の要」となっている認識に立ち、団員の確保ということや入退団事務等との関係、また、効率的で適正な組織体制となるようにとの観点から、慎重に審議を行いました結果、資料の次のページの一覧表の調整結果の案のとおり、

(1) 消防団の組織について

・『定員』については、現団員をそのまま新市に引継ぎ、現員数を基本として定数を定める。

・『任用』の取扱い及び『年齢制限』については、それぞれ合併期日までに調整し、新市において適用するものとする。

・『組織と分団数』については、平成16年3月31日まで現行のとおりとし、平成16年4月1日付けをもって、1消防団に再編する。また、分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。

(2)消防団の手当等について

・『団員報酬等』及び『出勤手当』については、それぞれ平成 16 年 3 月 31 日までは、現行のとおりとし、平成 16 年 4 月 1 日以降の取り扱いについては、現行における 6 町の支給総額を上回らない範囲内において、6 消防団の再編前までに調整する。
ということで確認いたしました。

主な意見 特になし

(3) 協議第 3 号 19 - 12 保育所の取扱い・・・・・・・・確認

委員長報告

当協議項目につきましては、資料の一覧表の左の番号の 1～9 までの項目と次のページの 17～24 までの項目について、昨年 7 月 11 日の第 4 回の小委員会で提案され、その他の項目につきましては、12 月 11 日の第 9 回小委員会で提案され、それぞれ協議の上、確認したものであります。

まず、第 4 回の小委員会では、各委員から、子育て支援等についての意見が多く出されました。例を申しますと、

- ・少子化であるがゆえに、もっと子供のことを考えるべき
 - ・従来、保育所は、保育に欠ける子供のためのものであったが、今は、子育て支援に位置付けが変更されている点を理解すべき
 - ・0 歳児等低年齢児保育を積極的に展開することについての意見
 - ・保育サービスを充実するに当たり、大幅な定員割れの現状を鑑み、施設の統廃合や職員の資質向上など効率と質に視点を向けるべき、
- 等いろいろと意見が出されました。

こうした意見を踏まえ、当日の小委員会で確認を行うに際し、「新市において、エンゼルプランを早急に策定されたい」との小委員会意見を付ささせていただいたところでありました。

また、第 9 回小委員会では、「保育料」や「働く女性の観点から見た延長保育等の問題」や、「広域的な受け入れ」等について、例えば、

- ・保育料を一本化するに当たっての算定方法の根拠や新市に移行することに係る変更金額について
- ・将来の保育料の軽減や値上げの圧縮等を考慮して、統廃合等効率化を検討すべき
- ・合併した場合、通勤等を考慮し、新市内の希望する保育所に受け入れが出来るよう配慮すべき

などについて、いろいろと質問や意見が出されました。

そうした意見を踏まえ、慎重に審議を行いました結果、それぞれ、調整結果の案のとおり、確認をいたしました。項目が多数であり、時間の関係もありますので、要点を説明をいたしますと、

- ・番号 1、2 の「保育所数」及び「定員」については、6 町全体で見ると老朽施設が多いが、少子化の進行、延長保育を始めとした多様な保育要望に対応するため、保育所数及

び定員については、新市に移行後に調整する。

- ・番号４の「障害児保育」については、今後必要に応じ、実施することを基本にして、現行のまま新市に移行する。
- ・番号５の「乳幼児保育」については、当面は、現行のまま、新市に移行し、地域の保育要望を把握しながら、実施箇所等も含めて検討する。
- ・番号１０の「保育料」の算定方法については、最も議論が集中したところであります。将来にわたり、安定した財政の中で、０歳児保育や延長保育などのサービスの向上を目指すことが、委員の一致した意見でありましたので、この観点から、次のとおりの調整結果（案）といたしました。

国の所得階層別の保育料基準額をもとに、新たな基準額表を設定する。所得税課税額の階層区分については、現行保育料の水準、近隣市との均衡等を考慮して設定する。

なお、保育料算定の特例については、国に準じて、表に記載しているとおりとするほか、現在の保育料の算定において、資産割が適用されているが、全国状況に照らし、合併後は、持ち家家庭への配慮もあり、所得のみに応じて算定するよう工夫がなされている。

また、番号１１の「減免制度」についても、規程を設けて新市に移行する。

- ・番号１２～１６の「保育時間」、「延長保育」については、一覧表に記載のとおりであります。
- ・番号１７の「子育て支援センター」については、当面は、現行のまま新市に移行し、今後の施設整備に合わせて事業を実施する。

ということで、一覧表記載の項目全てについて、確認したものであります。

主な意見 特になし

(４) 協議第４号 １９ - １４ 塵芥処理の取り扱い・・・・・・・・確認

委員長報告

当協議項目につきましては、資料の一覧表の左の番号の１～１７までの項目について、昨年８月７日の第５回小委員会で提案され、１８～４４までの項目につきましては、１１月７日の第８回小委員会で提案され、それぞれ協議の上、確認したものであります。

まず、第５回小委員会では、一般廃棄物処理から、一般家庭ごみの可燃ごみ、有害ごみ、焼却施設などについて、協議をいたしました。

ごみの問題につきましては、一般家庭の可燃ごみ処理につきまして、この合併協議に先立ち、本年度から、６町の事務を統合し、峰山町において、広域処理されることとなるなど、住民の方々にとっても生活に密着した問題であります。従って、各委員から

- ・収集運搬業者の契約、許可の形態
- ・処理施設のうちで不要となった閉鎖施設の問題
- ・告示産業廃棄物の各町の内容の違い

などについて、質問や意見が出されました。

また、第８回小委員会では、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみや指定ゴミ袋の問題、さら

に廃棄物減量等推進審議会等やごみ減量リサイクル対策について、協議をいたしました。

その中で、

- ・不燃ごみのコンテナ収集を原則とすること
- ・電気式生ごみ処理機の補助について
- ・不燃ごみの処理施設の耐用年数

等について、いろいろと質問や意見が出されました。

そうした意見を踏まえ、慎重に審議を行いました結果、それぞれ、調整結果の案のとおり、確認をいたしました。

項目が多数であり、時間の関係もありますので、要点を説明をいたしますと、

- ・番号1の「一般廃棄物処理計画」については、新市に移行後に調整する。
- ・番号4の「一般家庭ごみの可燃ごみ」については、現行のまま新市に移行する。ステーション設置数は、可燃、有害、資源ごみ全てにおいて、現行どおりとする。但し、可燃ごみの委託業者については、契約期間満了までに新市において調整する。
- ・番号9の「有害ごみ」については、現行のまま新市へ移行する。収集回数については、1回の排出量等を調査し、必要に応じて収集回数を調整の上、新市に移行する。
- ・委託業者については、可燃ごみと同様、現行のまま新市へ移行するが、契約期間満了までに新市において調整する。
- ・番号18の「不燃ごみ」は、収集方法は、新市移行後は、コンテナ収集を原則とする。但し、現行の指定袋による方法の場合は、合併後3年を目途にコンテナ収集に移行する。なお、処理施設については、各施設の建設時の経過等を考慮し、収集区域及び処理区域は、現行のまま新市に移行する。
- ・番号24の「資源ごみ」は、収集回数等、すべて、現行のまま新市に移行する。
- ・番号29の「粗大ごみ」は、可燃性の粗大ごみ、不燃性の粗大ごみともに、直接搬入を原則とする。戸別(玄関前)収集は、搬入手段のない高齢者世帯に配慮して創設された経過等を踏まえて、新市に移行する。
- ・番号34の「指定ごみ袋」についてであります。可燃のものについては、現行のまま新市へ移行する。ただし、不燃のものについては、原則コンテナ収集とし、未実施区域は、新市移行後3年を目途に、コンテナ収集に移行する。移行期間中の不燃袋の販売価格は、竹野郡塵芥処理組合構成町で実費程度の統一価格を設定する。
- ・番号38の「廃棄物減量等推進審議会等」のうち、「廃棄物減量等推進員」、いわゆる「資源ごみステーションの立ち番の方」については、地域の実情に応じて委嘱する。
- ・番号41の「ごみ減量リサイクル対策」は、リサイクル団体への助成は、組織の育成及び継続的な発展を基本として、新市に移行する。生ごみ処理機購入補助は、新市移行後も補助を実施することとし、調整結果案に記載のとおり金額とする。古紙等資源回収補助は、新市移行後は、古紙回収補助のみを実施することとし、引き続き、ごみの減量化と資源の有効利用の推進を図る。

ということで、単価は、記載のとおり。

ということで、一覧表記載の項目全てについて、確認したものであります。

主な意見 特になし

(5) 協議第5号 19 - 19 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い・・・確認

委員長報告

当協議項目につきましては、昨年の7月11日の第4回の小委員会で提案され、協議の上、確認したものであります。

この項目につきましては、教育問題の一環ということで、各委員からいろいろと質問・意見が出されました。

- ・地方の自立に向け、地域の特性を生かした教育が求められている。
- ・合併により、広い地域に多くの学校が存在するようになる中で、どのような教育行政組織が必要と考えるか。
- ・幼稚園教育について、保育所も含め、少子化対応として、就学前教育のあり方を検討すべきではないか、及び、通園区域を拡大するだけでなく、預かり保育など、サービスの向上により、園児の人数を増やす工夫が必要ではないか。

など、いろいろと質問や意見が出されました。

そうした意見を踏まえ、慎重に審議を行いました結果、調整結果の案のとおり、確認をいたしました。

- ・「幼稚園の通学区域」については、(現在、公立幼稚園が峰山町と網野町に各1箇所ありますが)特に定めない。
- ・「小中学校の通学区域」については、当面、現行のままとするが、区域境の地域については、弾力的運用に努める。
- ・また、新市において、児童(生徒)数の動向を踏まえ、各学校の適正規模、適正配置の検討と併せて通学区域の見直しを行う。

ということで、確認したものであります。

主な意見

委員 区域境について弾力的運用とあるが、これは地域単位か個人の希望か、また合併した時点から運用されるのか。

部会 現在、一部地域で町外に通学している例がある。今後、特に区域境の児童生徒に対しては、個人的な、特殊な事情で妥当と判断されるものについて、弾力的な運用に努めていきたい。

(6) 協議第6号 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い・・・確認

委員長報告

当協議項目につきましては、昨年の12月11日の第9回の小委員会で提案され、同日

及び1月16日の第10回小委員会で協議の上、確認したものであります。

現在、各町で設置されている農業委員会につきまして、合併した場合、1つの農業委員会とするのか、複数とするのかそれぞれ農業委員会等に関する法律と市町村の合併の特例に関する法律の規定があり、また、委員の数と選挙並びに選挙区はどうするのか、ということが、ポイントでありました。

一つの市としての整合性や合理性を図るため、新市では、1つの農業委員会を置くこととし、合併特例法による在任期間を3箇月間適用し、その間の委員数は、合併後の農業委員会委員の数と同じ30人とする。という案に対して、各委員からは、

- ・合併後の農業委員会の事務局体制
 - ・選挙区を設けるに当たっての条件の整備
 - ・現在の農業委員の選出方法
 - ・選挙区を設置することによる弊害
 - ・在任期間3箇月間の短さ
 - ・現在の6町の農業委員会との調整状況
 - ・30人で6町の範囲を見るのは大変で地元のことが分かる補助的な組織の必要性
- などについて意見が出され、継続協議となりました。更に、
- ・新市の農業のあるべき姿との関わり
 - ・国における農業政策の変更の動向

など、引き続き、いろいろと質問や意見が出されました。

そうした意見を踏まえ、先進事例等も参考にして、慎重に審議を行いました結果、調整結果の案のとおり、確認をいたしました。

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」については、新市に1つの農業委員会を置き、6町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後3箇月間引続き、新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。ただし、引き続き、合併後の新市の選挙委員として在任する委員は30人とする。

次に、「選挙区の設置」について、在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の選挙は、選挙区を設ける。ただし、選挙区の区域及び各選挙区において選挙すべき委員の定数については、新市において調整するという事で、確認したものであります。

なお、この小委員会での確認に際し、合併という経過を鑑み、農業委員会においては、地域の実情を十分把握するよう努められるとともに、広域的な視点で運営されるよう期待するという小委員会としての意見を付すことを確認いたしました。

また、この趣旨は、部会を通じ、各町の農業委員会にもお伝えいただいております。

主な意見 特になし

新市の名称の選定に係る「名付け親賞」の表彰について

(7) 第7回合併協議会の会議録について・・・公開することを確認

(8) 第9回協議会の日程及び議題(案)について

日 程

(日 時) 平成15年3月26日(水)午後1時30分から

(場 所) アミティ丹後

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
(速報のため、事後修正の可能性あり)